

電気通信業務契約等状況報告  
都道府県別設置台数

2026年3月31日現在

サービスの種類:アナログ公衆電話

事業者名:NTT東日本株式会社

都道府県	区 分																合 計	
	第一種公衆電話機																	第一種公衆電話機以外
	駅等及びその周辺		公共施設及びその周辺		医療施設及びその周辺		教育機関及びその周辺		商業施設及びその周辺		その他		合計					
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外				
北海道	5	122	8	373	39	16	20	91	37	696	56	906	165	2,204	611	25	3,005	
青森県	1	43	1	152	40	7	61	26	23	260	34	443	160	931	109	9	1,209	
岩手県	3	58	0	82	22	9	50	47	14	255	38	150	127	601	159	45	932	
宮城県	1	73	1	274	25	8	37	87	23	477	39	264	126	1,183	162	90	1,561	
秋田県	0	49	0	82	0	6	1	53	1	102	10	145	12	437	185	51	685	
山形県	3	65	2	130	16	9	27	69	7	270	20	258	75	801	74	13	963	
福島県	0	74	0	167	32	2	62	60	8	437	41	181	143	921	212	67	1,343	
茨城県	3	90	2	199	95	8	75	105	36	666	79	428	290	1,496	104	2	1,892	
栃木県	1	76	0	118	36	7	17	51	16	485	37	202	107	939	292	32	1,370	
群馬県	0	57	1	170	24	6	12	79	13	401	26	249	76	962	161	123	1,322	
埼玉県	8	161	0	335	59	9	25	73	57	954	59	426	208	1,958	456	58	2,680	
千葉県	37	198	3	378	98	14	287	158	59	864	143	552	627	2,164	336	3	3,130	
東京都	58	205	25	975	934	51	191	187	377	1,376	315	1,646	1,900	4,440	63	2	6,405	
神奈川県	13	221	3	565	90	11	107	155	44	633	115	922	372	2,507	728	16	3,623	
新潟県	8	102	1	199	26	3	54	60	23	554	58	416	170	1,334	235	16	1,755	
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県	2	35	0	80	13	6	7	98	12	151	19	153	53	523	127	68	771	
長野県	5	90	0	124	22	9	18	34	23	294	34	219	102	770	199	5	1,076	
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
合 計	148	1,719	47	4,403	1,571	181	1,051	1,433	773	8,875	1,123	7,560	4,713	24,171	4,213	625	33,722	

注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別業とすること。  
 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 3 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 4 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 5 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 6 「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」又は「商業施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 9 「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信業務で用いる電話機を除く。)について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。  
 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。  
 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類: デジタル公衆電話

事業者名: NTT東日本株式会社

都道府県	区分																合計
	第一種公衆電話機																
	駅等及びその周辺		公共施設及びその周辺		医療施設及びその周辺		教育機関及びその周辺		商業施設及びその周辺		その他		合計		第一種公衆電話機以外		
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
北海道	1	28	6	48	9	4	0	18	4	73	2	95	22	266	273	3	564
青森県	2	2	0	12	2	1	7	1	1	14	0	24	12	54	20	4	90
岩手県	0	8	1	9	1	1	0	2	1	32	0	19	3	71	31	6	111
宮城県	3	12	1	14	7	2	0	5	2	46	0	26	13	105	92	14	224
秋田県	0	8	0	18	0	1	0	5	0	21	1	21	1	74	27	6	108
山形県	1	5	1	7	5	0	14	1	0	15	5	14	26	42	25	3	96
福島県	1	16	0	8	5	0	9	7	6	55	1	24	22	110	23	5	160
茨城県	0	17	0	55	21	4	7	26	3	79	5	96	36	277	26	0	339
栃木県	0	17	0	11	2	0	1	6	0	68	0	16	3	118	10	3	134
群馬県	0	14	0	19	8	2	0	19	1	39	1	40	10	133	70	20	233
埼玉県	2	49	0	20	2	2	2	6	3	47	1	40	10	164	20	4	198
千葉県	12	59	31	75	62	9	9	29	29	87	14	133	157	392	372	4	925
東京都	222	153	129	532	265	19	21	116	229	375	68	607	934	1,802	103	4	2,843
神奈川県	9	48	3	108	36	3	3	28	14	209	20	115	85	511	320	12	928
新潟県	0	24	0	41	1	0	2	2	1	78	2	64	6	209	35	1	251
富山県																	
石川県																	
福井県																	
山梨県	1	10	0	2	2	1	1	15	1	10	0	13	5	51	17	5	78
長野県	3	39	0	38	3	1	1	21	4	57	0	36	11	192	51	0	254
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県																	
香川県																	
愛媛県																	
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
合計	257	509	172	1,017	431	50	77	307	299	1,305	120	1,383	1,356	4,571	1,515	94	7,536

注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別業とすること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

4 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

5 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

6 「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」又は「商業施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

9 「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。)について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別回線数

2026年3月31日現在

サービスの種類: 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務

事業者名: NTT東日本株式会社

都道府県	区 分					
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
北海道	2,472	3,005	0	0	2,472	3,005
青森県	706	1,131	0	0	706	1,131
岩手県	1,537	2,136	0	0	1,537	2,136
宮城県	1,069	2,766	11	49	1,080	2,815
秋田県	1,004	2,075	1	2	1,005	2,077
山形県	925	994	0	0	925	994
福島県	1,072	1,957	0	0	1,072	1,957
茨城県	565	2,117	0	0	565	2,117
栃木県	733	1,648	3	9	736	1,657
群馬県	1,271	2,551	0	0	1,271	2,551
埼玉県	1,966	4,549	0	0	1,966	4,549
千葉県	1,701	3,401	2	30	1,703	3,431
東京都	2,198	10,032	177	908	2,375	10,940
神奈川県	1,460	3,359	39	109	1,499	3,468
新潟県	1,418	3,581	0	0	1,418	3,581
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県	668	877	0	0	668	877
長野県	2,537	2,660	3	3	2,540	2,663
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
合 計	23,302	48,839	236	1,110	23,538	49,949

注1 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。

- 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 避難所とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。
- 帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。
- 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。